

箕面市立医療保健センター分室

(豊能広域こども急病センター)

昇降機保守委託仕様書

施設管理者：一般財団法人 箕面市医療保健センター

1 履行場所

箕面市萱野5丁目1番14号

箕面市医療保健センター分室（豊能広域こども急病センター）

2 保守対象設備

- ・機種：VFGLBRN（帰還制御ロープ式エレベーター）
- ・操作方式：2BC-5
- ・停止階床数：4階
- ・速度：4.5m/min
- ・用途：乗用
- ・積載質量：750kg
- ・台数：1台
- ・竣工検査年月：1981年6月
- ・付加装置：地震時管制運転装置（EER-S）
戸開走行保護装置（UCMP）
遮煙ドア
冠水時管制運転装置（PER）機械室有り用

3 業務内容

受託者は、保守対象昇降設備を正常かつ良好な運転を保つため、以下の保守点検作業を実施すること。

- ① 受託者は定期（月1回）に計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を行い、委託者に作業報告書を提出すること。
- ② 昇降機設備の正常かつ良好な運転状態の維持に必要な消耗部品を供給すること。
- ③ 対象設備の機能維持を図るため、機器の磨耗・劣化を予測し、受託者が必要と認めた場合は、機器の構成部品の修理・取り替えを行うこと。
- ④ 年に1回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行い、その結果については、「定期検査報告書」を提出すること。
- ⑤ 対象設備の故障等が生じた場合は、速やかに修理すること。
- ⑥ 上記作業内容に定める修理又は取替に要する費用は受託者が負担する。ただし、委託者の不注意又は不適当な使用管理その他受託者の責によらない理由

によって事故又は故障が発生した場合の復旧費については、この限りでない。

- ⑦ エレベーターの籠の修理及び塗装工事並びに敷物取替工事、昇降路周壁工事、各階出入口ドア、三方枠及び敷居板等の修理は実施作業に含まない。
- ⑧ 法令に基づく検査の立会いを行うこと。

4 一般事項

- ①受託者は、当該業務従事者が業務遂行上、故意又は過失により施設等の財産に損害を与えた場合は、その弁償の責を負うものとする。
- ②受託者は、業務遂行にあたり当該施設の管理上の諸規定に従うもの。
- ③その他必要な事項は、委託者とあらかじめ協議し、その指示を得ること。